

## 1.はじめに

複数の医療従事者の過失が重なって鎮咳剤が過量投与され、せん妄状態になったことから適切な抗がん剤治療が受けられなかったとして損害賠償請求がなされた事例を紹介します。

## 2.事案

Aさん（81歳の男性）は、肺がんの治療目的で入院していましたが、持参薬のアスベリン錠がなくなったので、主治医はアスベリン錠10を1日6錠で2週間分処方するため「アスベリン（10）6ヶ」と記載した院内処方箋を作成しました。薬剤師は、アスベリン錠の在庫がなかったのでアスベリン散に変更することを考えて医師に疑義照会を行ったうえで、処方箋を「アスベリン（10）6g」と訂正しました。つまり10倍量の処方になってしまいました。

調剤した薬剤師も、監査を行った薬剤師も、これを受け取った病棟薬剤師も過量投与になることに気づかず、また主治医も記載変更後の処方箋を確認しなかったため、10倍量のアスベリンが2週間投与されてAさんはせん妄状態に陥ってしまい、その後4ヶ月後に肺がんにより亡くなりました。

患者家族は、せん妄状態になったために抗がん剤治療が受けられなくなった、抗がん剤治療を受けていればもっと延命できたとして、病院に対して2620万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。

## 3.裁判所の判断

裁判所は、咯血があったことから抗がん剤治療を中止したのであって、せん妄状態になったから抗がん剤治療を中止したのではないと判断しましたが、アスベリンの過量投与によってせん妄状態になったことの慰謝料として60万円（弁護士費用を含む）の支払を命じました（松江地方裁判所平成28年4月25日判決）

## 4.まとめ

調剤は薬剤師が行うことではありますが、病棟では看護師も投与にかかわります。複数の人がかわる作業においては、他の人が適正に行っているであろうとして、注意が不十分になってしまいがちです。しかし、クスリはリスクでもありますから、看護師としても十分な注意をはらいたいものです。



### 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242